平成２４年（フ）第３４７３号
大阪府寝屋川市若葉町20番12号
債務者　田中　　治
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１号
兵庫県高砂市曽根町843番地
債務者　竹中　逸香
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７６号
兵庫県姫路市井ノ口403番地１　井ノ口ハイツ206号、従前の住所兵庫県姫路市土山７丁目８番８号　土山中村コーポパートⅡ205号
債務者　武藤　雄哉
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８４号
兵庫県姫路市書写台２丁目14番地　市営書写西住宅４棟4803号
債務者　藤永美奈子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３０号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町33番４―44号
債務者　田中カヨ子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
鹿児島県鹿児島市川上町2750番地196
債務者　迫田久美子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第９地割４番地　大槌町吉里吉里第２仮設団地４－１、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里３丁目３番26号
債務者　田中　牧子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７０号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目21番地の６
債務者　細尾　勝美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目21番地の６
債務者　細尾久美江
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
宮城県名取市上余田字千刈田410番地
債務者　千葉　文男
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
宮城県角田市尾山字上日向50番地４
債務者　片田　　忍
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４７号
宮城県白石市郡山字観音崎201番地
債務者　大野　正孝
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第７８号
宮城県大崎市田尻沼部字富岡浦34番地３
債務者　川名　　進
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
宮城県気仙沼市東中才442番地６　市営鹿折住宅２―51号
債務者　小山　孝司
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１２７号
秋田市中通６丁目１―58中通リハビリテーション病院内、住民票上の住所秋田市横森４丁目11番４号レジデンスセントポーリア201号
債務者　小嶋正二郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２号
秋田市将軍野堰越１番６号　ベルコーポＢ号
債務者　林　　幸徳
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３号
秋田市港北新町９番16号
債務者　貝田　一欣
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部